

NEW



平成30年10月診療分から 子ども医療費助成を拡充します！

区分		H30年9月 診療分まで	H30年10月 診療分から
乳幼児	外来	無料	無料
	入院	無料	無料
小学生	外来	—	NEW! 1,000円/1診療報酬明細書
	入院	無料 ※払い戻しの手続きが必要です。	無料 ※払い戻しの手続きは 不要 になります。
中学生	外来	—	—
	入院	—	NEW! 無料 ※払い戻しの手続きが必要です。

(—: 助成なし)

診療報酬明細書って？

1医療機関につき、1人ひと月1枚作成される診療記録で、通称「レセプト」と言われます。レセプトは、入院・外来ごと、健康保険ごと、総合病院等においては、医科・歯科・調剤(薬)ごとに1枚作成されます。

病院に行くときはどうするの？

●乳幼児・小学生は、医療機関(病院や薬局)の窓口で、「健康保険証」と「子ども医療費受給資格者証」を提示することで、医療費の助成を受けることができます(受診者にかわり、三股町が医療費を負担します)。

●中学生の入院は、一旦医療費を負担していただき、後日払い戻しの手続きが必要です。必ず領収書を保管してください。

※保険適用外のもの(予防接種や健診、薬の容器代、入院時の食事代、ベッド代差額等)は、自己負担となります。

※県外で受診された場合は、すべて払い戻しの手続きが必要です。



他の医療費助成(母子及び父子家庭医療費・重度心身障害者医療費助成)を受けられる方は他の医療費助成が優先です。
※一部、併用可能な医療費助成(育成医療・小児慢性特定疾病医療費助成など)もあります。詳しくはお問い合わせください。

CHECK!



小学生外来について
支払いは、1医療機関ごとに
1人ひと月最大1,000円です

(例)小学生がA小児科にひと月4回通った場合

健康保険証と子ども医療費受給資格者証を提示すると…

	1回目	2回目	3回目	4回目
支払い額	700円	300円	3回目以降は無料	

- ・ひと月の支払い額が1,000円に達するまでは自己負担が発生します。
 - ・1回目の受診で1,000円に達した場合は、2回目以降無料になります。
 - ・複数の医療機関を受診した場合は、それぞれにひと月1,000円までの自己負担となります。
- ※ただし、同じ保険証(保険者)で受診した場合に限ります。



～医療費の適正化にご協力ください。安易な受診は避けましょう。～

三股町役場 福祉課 児童福祉係(1階⑥番) TEL 0986-52-9060

～よくある質問 Q&A～

Q1. 小学生の子どもが、子ども医療費受給資格者証を提示して、ひと月にA小児科、B薬局、C小児科、D歯科、E眼科と外来受診した場合はいくらかかりますか。

A1. 1人ひと月1医療機関あたり1,000円までが自己負担となりますので、1,000円×5医療機関＝5,000円までが自己負担となります。1人ひと月1医療機関あたりの費用が1,000円以下の場合は、その額を自己負担してください。

Q2. 小学生の子どもが、通院しているF医院(県内)で入院する場合は、いくらかかりますか。

A2. 入院費用は無料です。ただし、食事代やベッド代差額等、保険適用外のは自己負担となります。また、入院と外来はそれぞれ1レセプトとして取り扱いますので、同じ月にF医院を外来受診した場合は、1,000円までが自己負担となります。

※入院や手術等で、医療費が高額になりそうなときは、保険者から前もって「限度額適用認定証」の交付を受けてください。

Q3. 小学生の子どもが、総合病院でひと月にいろいろな診療科を受診した場合はどうなりますか。

A3. 医科(小児科や眼科、整形外科など)・歯科・調剤(薬)ごとに1,000円までが自己負担となります。

Q4. 月途中で保険証がかわった場合はどうなりますか(小学生外来の場合)。

A4. レセプトは、保険者ごとに作成されるため、それぞれの保険者ごとに1,000円までが自己負担となります。例えば、10月5日に旧保険証で受診し、10月15日に新保険証で受診する場合は、それぞれに1,000円までが自己負担となります。保険証(保険者)が変わった際は、必ず医療機関窓口で申し出てください。

Q5. 県外で受診した場合はどうすればよいですか。

A5. 児童福祉係で払い戻しの手続きが必要です。受診月から1年以内に申請をしてください。子ども医療費受給資格者証を提示し忘れて、全額自己負担した場合も同様に払い戻しの手続きが必要です。
⇒手続きに必要なもの: 領収書、印鑑、子どもの保険証、保護者名義の通帳かキャッシュカード

Q6. 中学生の子どもが入院した場合はどうすればよいですか。

A6. Q5に同じく、払い戻しの手続きが必要です。

Q7. 学校でけがをしました。子ども医療費受給資格者証は使えますか。

A7. スポーツ保険(日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度)が適用される場合(自己負担が1,500円以上のもの)は、子ども医療での助成を受けることはできません。医療費は、一旦自己負担していただき、後日、学校を通じて給付されます。詳しくは学校へお尋ねください。

Q8. 子どもや保護者の氏名、保険証、振込口座の変更があった場合はどうすればよいですか。

A8. 児童福祉係へ届出が必要です。印鑑と新しい保険証、変更したい口座の通帳(またはキャッシュカード)をお持ちください。

Q9. 子ども医療費助成受給資格者証を紛失してしまいました。

A9. 再発行しますので、印鑑をお持ちください。



～医療費の適正化にご協力ください。安易な受診は避けましょう。～

三股町役場 福祉課 児童福祉係(1階⑥番) TEL 0986-52-9060